

監査公表第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年 2 月15日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年10月20日（金）

2 監査の対象

（1）団体名

一般社団法人 敦賀観光協会

（2）補助金概要

① 平成28年度一般社団法人敦賀観光協会運営事業費補助金

補助金交付額 55,617,000円

② 平成28年度遊敦塾運営事業費補助金

補助金交付額 1,434,000円

③ 平成28年度花火大会開催事業費補助金

補助金交付額 24,491,000円

④ 平成28年度松原海水浴場運営事業費補助金

補助金交付額 10,980,000円

3 監査の方法

あらかじめ一般社団法人敦賀観光協会及び観光振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、一般社団法人敦賀観光協会及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

平成28年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、次の事項については、適正な措置等をとられ、主管課においては、今後とも補助事業に対し安定した運営が出来るよう指導をお願いする。

(1) 一般社団法人敦賀観光協会運営事業費補助金について

観光協会の実施事業はいろいろあるが、各事業の成果が数字として見えにくいところがある。事業効果の測定を念頭に置き、より実数に近い数値を求めながら、事業を実施されたい。

また、社団法人として財源確保のための見直しを行い、さらに、運営事業費に含まれる花換まつりやとうろう流しといった定例的な事業経費に関しては単独補助とするなど、それぞれの事業の中で収支を明確にすることについても検討されたい。

(2) 備品の管理について

備品台帳と備品等が容易に照合できるよう、備品番号を付け適正な管理に努められたい。